

委託契約書（案）

委託業務の番号 第 26-41410-0001 号

委託業務の名称 除草外業務委託（維持管理）

委託業務の場所 福島空港
石川郡玉川村大字北須釜地内外

委託料の額 金 円也

（うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額）
金 円也

委託の期間 着手 令和 8 年 4 月 1 日

履行期限 令和 9 年 3 月 31 日

契約保証金

上記の委託業務について、発注者 福島県 と 受注者
は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約
を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（書面契約による場合）

本契約の証として、本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

（電子契約による場合）

本契約の証として、本書を電磁的記録により作成し、当事者が地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）第 12 条の 4 の 2 に規定する電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。

（以下は該当する場合に記載すること）

なお、この契約書への発注者及び受注者の電子署名日が契約書に定める契約の履行開始日より後の日である場合にあっても、本契約の効力は契約書に定める契約の履行開始日から生じるものとする。

令和 年 月 日

発注者 福島県石川郡玉川村大字北須釜字鉦田 2 1 番地
福島県
福島県福島空港事務所長 須田 秀明

受注者

(委託業務の仕様等)

第1条 受注者は、別冊設計図書及び仕様書に基づき、頭書の委託料をもって頭書の履行期限までに頭書の委託業務を完了しなければならない。

- 2 設計図書及び仕様書に明示されていないもので必要軽微なものについては、受注者は発注者の指示に従うものとする。

(契約の保証)

第2条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券の提供
 - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
 - (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - (5) この契約による債務の不履行による生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。
- 3 前項及び第7項の規定は、発注者が、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第229条の規定により契約保証金を免除した場合（同条第1項第2号又は第3号に掲げる場合に該当し免除した場合を除く。）は適用しない。
- 4 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第6項において「保証の額」という。）は、業務委託料の100分の5以上としなければならない。
- 5 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第21条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
- 6 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 7 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の100分の5に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。
- 8 契約保証金から生じた利子は、発注者に帰属するものとする。

(権利義務の譲渡等)

第3条 受注者は、書面による発注者の承諾を得ないでこの契約によって生ずる権利及び義務をいかなる方法をもってするかを問わず、第三者に譲渡し、承継し、委任し、又は下請けさせてはならない。

(監督員)

第4条 発注者は、委託業務に関し、自己に代わって監督又は指示をする監督員をおくことができる。

- 2 発注者は前項により監督員をおいたときは、監督員の職及び氏名を受注者に通知しなければならない。
- 3 監督員は、この契約並びに設計図書及び仕様書に定められた事項の範囲内において、必要な監督を行い、次条第1項に規定する主任技術者に対して指示を与える等の職務を行う。

(主任技術者)

第5条 受注者は、委託業務の実施について、自己に代わって技術上の管理をつかさどる主任技術者をおき、当該主任技術者の氏名を書面で発注者に通知しなければならない。

(委託業務内容の変更等)

第6条 発注者は、必要があるときは、委託業務の内容を変更し、又は一時中止させることができる。

この場合において委託料の額又は履行期限を変更する必要があるときは、発注者受注者協議して書面によりこれを定める。

2 発注者は、履行期限の延長又は短縮を行うときは、この業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により業務の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

3 第1項の場合において、受注者が損害をうけたときは、受注者は発注者に対し損害の賠償を請求することができる。この場合の損害の賠償額については発注者受注者協議して定める。

(受注者の請求による履行期限の延長)

第7条 受注者は、天災その他その責に帰することができない事由により履行期限までに委託業務を完成することができないことが明らかになったときは、発注者に対して遅滞なくその事由を付した書面により履行期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は発注者受注者協議して定める。

(損害負担)

第8条 委託業務の実施に関し発生した損害（第三者に与えた損害を含む）のため必要を生じた経費は受注者の負担とする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、その損害のために生じた経費は発注者が負担するものとし、その額は発注者受注者協議して定める。

(検査)

第9条 受注者は、委託業務が完了したときは、遅滞なく発注者に対して完了届を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の完了届を受理したときは、その日から10日以内に検査をしなければならない。

3 前項の検査の結果、不合格となり、委託業務について補正を命ぜられたときは、受注者は遅滞なく当該補正を行うものとし、これに要する経費は受注者の負担とする。

4 受注者は、前項の規定により命ぜられた補正を完了したときは、発注者に補修完了の届を提出して検査を受けなければならない。この場合の再検査の期日については第2項の規定に準用する。

(委託料の支払い)

第10条 受注者は、前条第2項又は第4項の規定による検査に合格したときは、所定の手続きに従って委託料の支払いの請求をすることができる。

2 発注者は、前項の規定による支払いの請求があったときは、その日から30日以内に支払うものとする。

(前金払)

第11条 受注者は、業務委託料が50万円以上の場合に限り、保証事業会社と、契約書記載の業務完了の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、業務委託料の10分の3以内の額（1万円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）の前払金の支払を発注者に請求することが

できる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 14 日以内に前払金を支払わなければならない。
- 3 受注者は、業務委託料が著しく増額された場合においては、その増額後の業務委託料の 10 分の 3 の額（1 万円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）から受領済みの前払金額を差し引いた額以内の額（1 万円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）の前払金の支払を請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。
- 4 受注者は、業務委託料が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の業務委託料の 10 分の 4 の額（1 万円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）を超えるときは、受注者は、業務委託料が減額された日から 30 日以内に、その超過額を返還しなければならない。
- 5 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに業務委託料を増額した場合において、増額後の業務委託料が減額前の業務委託料以上の額であるときは、受注者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の業務委託料が減額前の業務委託料未満の額であるときは、受注者は、受領済みの前払金の額からその増額後の業務委託料の 10 分の 4 の額（1 万円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）を差し引いた額を返還しなければならない。
- 6 発注者は、受注者が第 4 項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条の規定により財務大臣が決定した率で計算した額（100 円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）の遅延利息の支払を請求することができる。

（発注者の任意解除権）

- 第 12 条 発注者は、業務が完了するまでの間は、次条、第 14 条又は第 14 条の 2 第 1 の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（発注者の催告による解除権）

- 第 13 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
 - (2) 履行期間内に業務が完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。
 - (3) 主任技術者を配置しなかったとき。
 - (4) 前 3 号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。

（発注者の催告によらない解除権）

- 第 14 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
- (1) 第 3 条の規定に違反したとき。
 - (2) この契約の委託業務を完了させることができないことが明らかであるとき。
 - (3) 受注者がこの契約の委託業務の完了の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者が債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

- (5) 契約の委託業務の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げるほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者(福島県暴力団排除条例施行規則(平成23年福島県公安委員会規則第5号)第4条各号に該当する者)に業務委託料債権を譲渡したとき。
- (8) 第16条又は第17条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (9) 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等(受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者その他実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
 - ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合(ヘに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(談合その他不正行為による解除)

第14条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)(以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)に対し、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 第21条第2項の規定は、前項による解除の場合に準用する。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第15条 第13条各号又は第14条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第13条又は第14条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の催告による解除権)

第 16 条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第 17 条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の解除をすることができる。

- (1) 第 6 条の規定により委託業務内容を変更したため業務委託料が 3 分の 2 以上減少したとき。
- (2) 第 6 条の規定による業務の中止期間が履行期間の 10 分の 5（履行期間の 10 分の 5 が 6 月を超えるときは、6 月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後 3 月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第 18 条 第 16 条又は前条各号に定める事項が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除の効果)

第 19 条 この契約が解除された場合には、受注者は契約書記載の業務を契約書記載の履行期限内に完了するものとし、発注者はその業務委託料を支払うものとする、この契約における発注者及び受注者の義務は消滅する。

- 2 発注者は、前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除された場合において、受注者が既に業務を完了した部分（以下「既履行部分」という。）があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した既履行部分に相応する業務委託料（以下「既履行部分委託料」という。）を受注者に支払わなければならない。
- 3 前項に規定する既履行部分委託料は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(解除に伴う措置)

第 20 条 この契約が業務の完了前に解除された場合において、第 11 条の規定による前払金があったときは、受注者は、第 13 条、第 14 条、第 14 条の 2 又は次条第 3 項の規定による解除にあつては、当該前払金の額に当該前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条の規定により財務大臣が決定した率で計算した額（100 円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）の利息を付した額を、第 12 条、第 16 条又は第 17 条の規定による解除にあつては、当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除され、かつ、前条第 2 項の規定により既履行部分がある場合において、第 11 条の規定による前払金があったときは、発注者は、当該前払金の額を、第 21 条の 2 第 1 項の規定により受注者が賠償金を支払わなければならない場合にあつては当該賠償金の額を、前条第 3 項の規定により定められた既履行部分委託料から控除するものとする。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、受注者は、第 13 条、第 14 条、第 14 条の 2 又は次条第 3 項の規定による解除にあつては、当該余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条の規定により財務大臣が決定した率で計算した額（100 円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）の利息を付した額を、第 12 条、第 16 条又は第 17 条の規定による解除にあつては、当該余剰額を発注者に返還しなけ

ればならない。

- 3 受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 4 受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、作業現場に受注者が所有又は管理する業務の出来形部分（前条第2項に規定する検査に合格した既履行部分を除く。）、機械器具、仮設物その他の物件があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、作業現場を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 5 前項に規定する撤去並びに修復及び取片付けに要する費用（以下この項及び次項において「撤去費用等」という。）は、次の各号に掲げる撤去費用等につき、それぞれ各号に定めるところにより発注者又は受注者が負担する。
 - (1) 業務の出来形部分に関する撤去費用等契約の解除が第13条、第14条、第14条の2又は次条第3項によるときは受注者が負担し、第12条、第16条又は第17条によるときは発注者が負担する。
 - (2) 調査機械器具、仮設物その他物件に関する撤去費用等受注者が負担する。
- 6 第4項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は作業現場の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件の処分又は作業現場の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者が支出した撤去費用等（前項第1号の規定により、発注者が負担する業務の出来形部分に係るものを除く。）を負担しなければならない。
- 7 第3項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第13条、第14条、第14条の2又は次条第3項によるときは発注者が定め、第12条、第16条又は第17条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第3項後段及び第4項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
- 8 業務の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

（発注者の損害賠償請求等）

- 第21条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。
- (1) 履行期間内に業務を完了することができないとき。
 - (2) 第13条又は第14条の規定により、委託業務の完了後にこの契約が解除されたとき。
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、業務委託料の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第13条又は第14条の規定により委託業務の完了前にこの契約が解除されたとき
 - (2) 委託業務の完了前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第 1 項各号又は第 2 項各号に定める場合（前項の規定により第 2 項第 2 号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第 1 項及び第 2 項の規定は適用しない。
- 5 第 1 項第 1 号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条の規定により財務大臣が決定した率で計算した額（100 円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）とする。
- 6 第 2 項の場合（第 14 条第 7 号及び第 9 号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第 2 条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

（談合その他不正行為に伴う損害賠償の予約）

- 第 21 条の 2 受注者は、第 14 条の 2 第 1 項各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、この契約による業務委託料の 10 分の 2 に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。委託業務が完了した後も同様とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
- (1) 第 14 条の 2 第 1 項第 1 号又は第 2 号のうち、命令の対象となる行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売に当たる場合その他発注者が特に認める場合
- (2) 第 14 条の 2 第 1 項第 3 号のうち、受注者に対して刑法第 198 条の規定による刑が確定した場合
- 2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金を超える場合において、発注者がその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。
- 3 発注者は、受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、当該共同企業体の構成員であった全ての者に対して賠償金の支払を請求することができる。この場合において、当該共同企業体の構成員であった者は、連帯して第 1 項の責任を負うものとする。

（受注者の損害賠償請求等）

- 第 22 条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
- (1) 第 16 条又は第 17 条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第 10 条第 2 項の規定による業務委託料の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条の規定により財務大臣が決定した率で計算した額（100 円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

（賠償金等の徴収）

- 第 23 条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から業務委託料支払の日まで政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条の規定により財務大臣が決定した率で計算した額（100 円未満の端数があると

きは、その端数は切り捨てる。)の利息を付した額と、発注者の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

- 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が決定した率で計算した額(100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。)の延滞金を徴収する。

(個人情報の保護)

第24条 受注者は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(補足)

第25条 この契約に定めない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じ、発注者受注者協議して定める。

(紛争の解決方法)

第26条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては発注者の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

別記

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 受注者は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第2 受注者は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 受注者は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

（収集の制限）

第3 受注者は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

（目的外利用・提供の禁止）

第4 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（安全管理措置）

第5 受注者は、発注者より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（複写・複製の禁止）

第6 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、業務を行うために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（作業場所の指定等）

第7 受注者は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、発注者の指定する場所で行わなければならない。

2 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

（資料等の返還等）

第8 受注者は、業務を行うために発注者から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに発注者に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、発注者が別に指示したときは、この限りでない。

2 受注者は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

3 受注者は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を発注者に提出し、確認を受けなければならない。

(事故発生時における報告等)

第9 発注者は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について発注者の指示に従うものとする。

(調査監督等)

第10 発注者は、受注者における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は受注者に対して必要な報告を求めるなど、受注者の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

2 受注者は、前項における報告について、発注者が定期的な報告を求める場合にはこれに応じなければならない。

(指示)

第11 発注者は、受注者が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

第12 受注者は、第7条第3項に基づき個人情報取扱事務を第三者（再委託先が子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）

で
ある場合を含む。）に委託するときは、この契約により受注者が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(労働者派遣契約)

第13 受注者は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(損害賠償)

第14 受注者又は受注者の従事者（受注者の再委託先及び受注者の再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、受注者はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、発注者が受注者に代わって第三者の損害を賠償した場合には、受注者は遅滞なく発注者の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第15 業務に関する個人情報について、受注者による取扱いが著しく不適切であると発注者が認めたときは、発注者はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。